

三重県地域防災計画（風水害等対策編）H26 見直しのポイント

1 新たに追加した想定災害

風水害については、基本となる想定災害を台風や前線を伴う大雨等の風水害とするとともに、これに追加する固有の特定自然災害として、局地的大雨、竜巻、雪害を加える。

事故災害等には、新たに原子力事故対策を追加する。また、従来の火災対策は、大規模火災対策として内容を一新する。

2 構成・内容の見直し

(1) 構成区分の見直し

従来の「総則」「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧計画」の4章構成から、「総則」「災害予防・減災対策」「台風接近時の減災対策（仮称）」「発災時（災害継続中）の応急対策（仮称）」「発災後の応急・復旧対策（仮称）」「事故等による災害対策（仮称）」の6部構成とする。

(2) 発災直前の減災対策の追加

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能であり、事前にどれだけ準備対策を実施できるかが発災時の減災に大きく影響することから、第3部に「台風接近時の減災対策（仮称）」を新設し、タイムラインの考え方を盛り込み、台風接近直前に実施する対策（早期避難等）を記載する。

(3) 発災後の応急・復旧対策の見直し

従来の計画では、「災害応急対策計画」で発災後の応急・復旧対策について、「災害復旧計画」において公共施設災害復旧事業や被災者の生活再建等財政支援措置について記載しているが、新たな計画では、台風通過中の応急対策と台風通過後の復旧対策という2つの局面に分けて記載することとする。

第4部「発災時（災害継続中）の応急対策（仮称）」では、主に三重県が台風の暴風域に入っている間や前線停滞による大雨等により、今まさに災害が発生しそう、または発生した直後の状況を想定し、主に被害拡大防止のための応急的な対策について記載する。

第5部「発災後の応急・復旧対策（仮称）」では、台風通過後等も浸水被害が収まらず、避難所等で避難生活を送る住民が多数発生している等の状況を想定し、避難者支援対策や公共施設等の復旧等、発災直後から復旧までの一連の応急・復旧対策を記載する。

(4) 局地的大雨等特定自然災害対策の追加

局地的大雨、竜巻、雪害については、台風等を想定した従前の対策では対応しきれないことが考えられるため、第2部「災害予防・減災対策」及び第4部「発災時（災害継続中）の応急対策（仮称）」にそれぞれ節を起し、これら特定自然災害特有の平時の対策や発災時の対策を別途記載する。

(5) 事故等災害対策の取り扱い

第6部「事故等による災害対策（仮称）」では、風水害とは独立して部を設け、

危険物施設等、航空機・列車事故、原子力事故、流出油、ばい煙・水質汚濁等の事故対策及び火災、林野火災についてそれぞれの事故災害等別に節を設置し、事前予防から発災時の対策を一貫して記載する。

3 地震・津波対策編との整合

章・節の立て方や防災・減災重点目標等の掲示、自助、共助、公助別の対策項目の記載など、計画の様式を地震・津波対策編に整合させる。

各節の対策項目について、地震対策、風水害対策で共通する内容は、地震・津波対策編の内容に合わせる。